竜王町子育て支援施策プロモーション支援業務仕様書

１　業務名

竜王町子育て支援施策プロモーション支援業務

２　履行期間

契約締結日から令和９年３月 30 日（火）まで

３　業務の目的

本業務は、少子化対策の一環として、本町が実施する子育て支援施策を町内外に効果的に発信し、本町の子育て環境や支援の充実を広く認知してもらうことを目的とする。

町民には、安心して子どもを産み育てられるまちとしての認識を高め、町外の方には、子育てに温かいまちとしてのイメージ形成を図ることで、出生数の増加や移住・定住の促進につなげる。

４　業務対象地域

竜王町内一円

５　業務の内容

受託者は、業務の目的を達成するため、企画提案した内容について竜王町と協議し、その意向を反映したうえで以下の業務を行うものとする。

(1) 子育て支援施策ＰＲショート動画制作

子育て世代に向けて、竜王町の充実した子育て支援施策が強く印象に残るＰＲショート動画を制作し、竜王町で子育てをすることの魅力を知る機会を創出すること。

ア　委託内容

(ｱ) ＰＲショート動画　３本以上

企画、構成、台本作成、演出、監督、出演者の調整、撮影に伴う資材の調達、素材作成（必要に応じてテロップ、アニメーション等の作成および加工）、取材、撮影、編集、ＢＧＭ音源の選曲等の動画制作にかかる一切の作業。

(ｲ) サムネイル

YouTube や SNS 等で表示するためのサムネイル用画像の作成。

イ　企画内容

(ｱ) 竜王町の子育て支援施策の内、魅力ある独自施策の他、子育て世代が安心感やお得感を感じられる取組をまとめ、安心して子どもを産み育てられるまちとしてのイメージが伝わる内容とすること。

子育て支援施策の例

保育所・学童保育所の待機児童ゼロ、就学前児童誕生日祝金の給付、小中学校の給食費無償、竜の子ファミリー車提供制度、通学・定期半額補助・夜間特別便　等

(ｲ) ＰＲショート動画は、主に YouTube や SNS 等での広告出稿に使用するため最初の５秒程度で視聴者の印象に残るような内容・構成にすること。

(ｳ) 制作する動画の素材に、本町がこれまで制作・公表してきたシティプロモーション動画等を使用することは差し支えない。

(ｴ) 動画のテーマや本町が想定するターゲット等を踏まえ、上記内容を基本とし、新たな視点としての提案があれば、企画に盛り込むこと。

ウ　規格等

(ｱ) 制作する動画は、ウェブページや YouTube および SNS 等で再生可能なサイズおよびファイル形式とし、フルハイビジョン以上の画質であること。

(ｲ) 再生時間については、原則 60 秒で制作すること。ただし、広告コンテンツ等に応じて制作過程で再生時間が変更となる場合がある。

エ　次の内容は原則委託業務に含むものとする。

(ｱ) 資料・素材の収集

(ｲ) 肖像権や著作権についての必要な手続き

(2) 広告出稿

子育て世代やその親世代に向けて、上記（1）で制作したＰＲショート動画を活用した Web 広告を行い、竜王町で子育てをすることの魅力を知る機会を創出すること。

ア　委託内容

(ｱ) 広告の企画、配信、広告用バナー作成、広告申込手続き、広告出稿にかかる一切の作業。

(ｲ) ターゲットを想定し、少なくとも２種類以上の WEB 広告コンテンツに広告出稿すること。

(ｳ) 広告出稿後に、広告の成果について分析レポートを作成すること。

イ　規格等

(ｱ) 画像や動画のサイズは、広告コンテンツに合わせて調整を行うこと。

(ｲ) 広告出稿期間は、令和９年２月１日～３月 30 日とする。

(3) ポスター版下データ作成

本町の子育て支援施策の魅力を知るきっかけとなり、出生数の増加や移住・定住の促進につながるようなポスターの版下データを作成すること。

ア　委託内容

(ｱ) 企画、資料作成、日程調整、出演者との打ち合わせおよび調整、写真撮影に伴う資材の調達、撮影、編集等、ポスターの版下データ作成にかかる一切

の作業。

(ｲ) ポスター用写真の撮影にあたっては、子育て支援施策ＰＲショート動画と一体的に実施することを妨げない。

(ｳ) 本業務にポスターの印刷は含まない。

イ　規格等

(ｱ) デザイン　１～２パターン程度

(ｲ) サイズ　　Ｂ１～Ｂ３

※公共交通機関等への掲出を予定しており、掲出場所によってサイズを変更する場合がある。

(ｳ) 版色　　４色フルカラー

６　成果品

本事業の成果品は次のとおりとする。ただし本町との協議により変更する場合がある。

(1) ＰＲショート動画

ア　動画を収録したDVD-Video形式のディスク

イ　動画配信用電子データ　一式（YouTubeおよびSNSへのアップロードに使用するmp４形式）

(2) 広告配信分析レポート

(3) ポスター版下データ

イラストレータデータ、PDFデータ（高画質データとWeb用データ）を納品すること。

７　成果品の審査

(1) 受託者は、成果品の審査において、本町から訂正等を受けた場合は、ただちにこれを訂正しなければならない。

(2) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに委託者が必要と認める訂正、補正その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

８　著作権について

(1) 制作物の著作権（著作権法第２７条および第２８条に規定する権利を含む。）は、すべて本町に帰属するものとする。

(2) 受託者は、本町の許可なく、他に公表、貸与または使用等をしてはならない。

(3) 撮影した映像および作成したイラスト、キャッチコピー、ロゴマーク等はすべて本町に供与し、その利用、再編集は本町が自由に行えることとする。

(4) 制作物に使用するＢＧＭや小道具等について、著作権等の知的財産権に抵触しないか十分に確認し、必要な場合は権利者から承諾を得ること。なお、これらを怠った

ことにより、第三者の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負うこと。

(5) 第三者の著作権物を使用する場合は、受託者の負担で著作権処理を行うこと。

９　納品場所

滋賀県蒲生郡竜王町大字小口３番地
竜王町健康推進課

10　その他

(1) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

(2) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次竜王町と連絡調整を行わなければならない。

(3) 計画的かつ無理のない実現可能な実施体制およびスケジュールにおいて業務を遂行すること。